

改正道路交通法の一部施行について

自転車利用者対策

(平成27年6月1日施行)

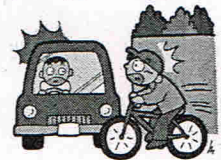
○ 自転車運転者講習制度の新設

自転車運転中に**危険なルール違反**を繰り返すと

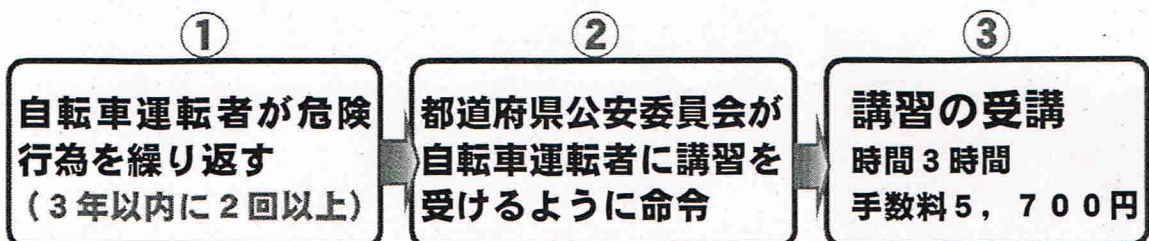
自転車運転者講習を受けることになります。

○ 講習の対象となる危険行為とは・・・

- ① 信号無視 (道路交通法第7条)
- ② 通行禁止違反 ("第8条第1項)
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反 (徐行違反) ("第9条)
- ④ 通行区分違反 ("第17条第1項、第4項又は第6項)
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ("第17条の2第2項)
- ⑥ 遮断踏切立入り ("第33条第2項)
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等 ("第36条)
- ⑧ 交差点優先車妨害等 ("37条)
- ⑨ 環状交差点の安全進行義務違反等 ("第37条の2)
- ⑩ 指定場所一時不停止 ("第43条)
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反 ("第63条の4第2項)
- ⑫ 制動装置 (ブレーキ) 不良自転車運転 ("第63条の9第1項)
- ⑬ 酒酔い運転 ("第65条第1項)
- ⑭ 安全運転義務違反 ("第70条)



○ 自転車運転者講習制度のながれ



○ 罰則規定

公安委員会による受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金